

鹿追町不妊治療費助成事業

鹿追町では、不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担軽減を図るため、一般不妊治療・特定不妊治療の費用の一部を助成します。

対象となる方

○次の要件を全て満たす方が対象です。

- ・ 婚姻している夫婦および事実婚関係にある方
- ・ 治療開始日及び申請日に町内に住所を有している方
- ・ 特定不妊治療については、治療開始時において、妻の年齢が43歳未満の方
- ・ 北海道が指定した医療機関において不妊治療を受けた方
- ・ 夫婦ともに町税を完納している方



助成上限額

○助成上限額に満たない場合は、支払った額のみ助成となります。

治療	保険適用の有無	助成上限額	回数
一般不妊治療	保険適用と保険適用外を合算した額	1年度につき 100,000円	治療した回数に関わらず1年度中に要した費用の合算額についての上限となります。
特定不妊治療	保険適用	自己負担額全額助成	初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の時は6回（40歳以上43歳未満であるときは通算3回）までとします。*保険適用の年齢と回数に準じます
	保険適用外 （先進医療）	1回につき 300,000円	
	先進医療にかかわる交通費	・ 距離に応じて支給 ・ 1回の治療に対して5回まで	

○交通費の単価（自宅から医療機関までの距離に応じて）

・ 一例

距離区分（片道）	補助上限単価（往復）	補助基準
25kmを超えて50kmまで（例：町内～帯広）	1,840円	自己負担額（補助上限単価）に3分の2を乗じた額
175kmを超えて200kmまで（例：町内～札幌）	8,800円	

*高額療養費・付加給付支給対象の方は、不妊治療に係る高額療養費の支給額を控除した上での助成となります。

*一般不妊治療は1年度中に要した費用の合算になりますので、年度治療分をまとめて年度末に申請ください。ただし、治療が終了した場合や自己負担額が10万円を超えた場合は随時申請できます。

*特定不妊治療は治療1回分ごとに申請ください。

*治療終了後1年以内には申請ください。

*申請の手続きには20分以上かかりますので、保健福祉課健康推進係に事前にご連絡頂き、時間に余裕を持ってお越しください。

対象となる治療

○一般不妊治療：タイミング法・人工授精など

○特定不妊治療（生殖補助医療）：採卵・採精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療など

＊治療内容 A～F

治療内容	採卵 まで	採精 (夫)	受精	胚移植			妊娠の 判定
				新鮮 胚移植	胚凍結	凍結胚 移植	
A 新鮮胚移植を実施							
B 凍結胚移植を実施（受精卵をいったん凍結し、母体の調整を胚移植）							
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施							
D （採卵後）体調不良等により移植のめどが立たず治療終了							
E 受精できず（採卵し受精させたが、胚の分割停止等により中止）							
F 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止							
男性不妊治療（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）							

 治療実施

○保険適用外（先進医療）：医師が推奨する先進医療

＊不妊治療に伴う院外処方医薬品代も助成の対象になります。

申請方法

◎下記書類等を保健福祉課健康推進係へ提出・申請してください。

① 不妊治療費助成交付申請書

② 不妊治療費受診等証明書（医療機関記載）

＊一般不妊治療と特定不妊治療それぞれの証明書の様式があります。

③ 助成対象治療に関する医療機関発行の領収書

④ 助成対象治療に関わる薬剤明細書と領収書

⑤ 高額療養費・付加給付の支給を受けた方は証明書の写し（自宅に郵送されるまで2カ月程度かかる場合もあります）

⑥ 健康保険証の写し

⑦ 受取り希望金融機関の通帳



☆申請時の注意事項☆

- 必要な様式については、ホームページからダウンロードできます。また、下記申請先で随時お渡ししております。
- 不妊治療費受診等証明書については、医療機関に発行を依頼して下さい。文書料がかかりますので、医療機関にご確認願います。
- ご不明な点等ありましたら、下記申請先にお電話でご確認願います。

<申請先・お問い合わせ先>

鹿追町トリムセンター内 保健福祉課 健康推進係

電話 0156-66-4037

